

質問番号	質問	回答
1	<p>実施要領3、プロポーザル提案参加資格(11)「国民健康保険または各種社会保険(各健康保険組合、共済組合等)において、令和3年度以降に特定保健指導業務の受注実績があること」について</p> <p>「令和3年度以降に実績があること」との記載ですが、令和3年度から現在まで「継続して」受注実績があることを指しますでしょうか。あるいは、令和3年度以降に一度でも(単年度のみでも)実績があれば、参加資格を満たすという解釈で相違ないでしょうか。</p>	令和3年度以降に単年度でも実績があれば参加資格を満たします。
2	<p>実施要領3、プロポーザル提案参加資格(11)「国民健康保険または各種社会保険(各健康保険組合、共済組合等)において、令和3年度以降に特定保健指導業務の受注実績があること」について</p> <p>参加資格(11)の「特定保健指導の受注実績がある」とは、特定保健指導実施機関として、「特定保健指導を実施した実績」のみで満たされるのでしょうか。それとも、4、実施概要(1)業務内容に記載されている「通知物の作成や発送、利用勧奨業務等」を含めて受託した実績を指すのでしょうか。</p>	「特定保健指導を実施した実績」のみで参加資格を満たします。
3	第9号様式にある委託料の総額は、実施要領に記載されている令和8年度上限額以内という考えでよいですか。	実施要領第9号様式について、令和8年度、令和9年度、令和10年度の合計金額が、委託上限額以内の認識となります。
4	令和9年度、令和10年度の対象者、利用者の見込み数を教えてください。	本プロポーザルは、令和8年度の特定健診及び35歳健診受診者における特定保健指導(支援期間最大3年間)該当者を対象としており、利用者の見込みを示しています。
5	P.3 12(2) 健診結果票の発送は対象者のみという認識でよいですか。	ご認識のとおりです。
6	P.7 ウ(ア) オンライン資格確認とは具体的に何をさしますか。	厚生労働省より、令和6年1月31日付で発出している事務連絡「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認(資格確認限定型)の導入等について(周知)」のとおりとなります。